



発行 新潟県

第 47 号

令和元年10月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

22 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則(創業・経営支援課)

告 示

520 保安林の指定予定(治山課)

521 建設業法による許可の取消し(監理課)

公 告

新潟県准看護師試験の実施(医師・看護職員確保対策課)

公安委員会告示

68 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

規 則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第22号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後								改 正 前							
別表第1（第3条、第10条関係）								別表第1（第3条、第10条関係）							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第6項に規定する組合等	(略)	0.45パーセント	(略)			1	(略)	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する組合等	(略)	0.5パーセント	(略)		
1 の 2	(略)	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業等経営強化法第16条第1項に規定する中小企業者	(略)					1 の 2	(略)	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業等経営強化法第10条第1項に規定する中小企業者	(略)				

2	(略)	0.45パーセント	(略)
2 の 2	(略)	0.45パーセント	(略)
3	(略)	0.45パーセント	(略)
(略)			
5	(略)	0.45パーセント	(略)
(略)			
7	(略)	0.45パーセント	(略)
8	(略)	0.45パーセント	(略)
9	(略)	0.45パーセント	(略)
10	(略)	0.45パーセント	(略)
(略)			
13	(略)	0.45パーセント	(略)
14	(略)	0.45パーセント	(略)

2	(略)	0.5パーセント	(略)
2 の 2	(略)	0.5パーセント	(略)
3	(略)	0.5パーセント	(略)
(略)			
5	(略)	0.5パーセント	(略)
(略)			
7	(略)	0.5パーセント	(略)
8	(略)	0.5パーセント	(略)
9	(略)	0.5パーセント	(略)
10	(略)	0.5パーセント	(略)
(略)			
13	(略)	0.5パーセント	(略)
14	(略)	0.5パーセント	(略)

ト

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(10) (略)
- (11) 地域産業創造基盤整備事業 政令第3条第2項第1号に掲げる事業のうち、省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ハに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (12) 商店街整備等支援事業 政令第3条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ハに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
17	別表第1備考第1号又は第3号から第9号までに掲げる事業のうち中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

ト

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(10) (略)
- (11) 地域産業創造基盤整備事業 政令第3条第2項第1号に掲げる事業のうち、省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (12) 商店街整備等支援事業 政令第3条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
17	別表第1備考第1号又は第3号から第9号までに掲げる事業のうち中小企業等経営強化法第9条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	

告 示

◎新潟県告示第520号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市川口和南津字男山275、275の1、276、277の1、351、355の1、355の2、356から359まで、字フケ田350の1、字ブリ山360の1、360の8から360の13まで、字ゲン道2005の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第521号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和元年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 処分をした年月日 令和元年9月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社星野技建

星野 泰明

3 主たる営業所の所在地

上越市浦川原区山本827

4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第45144号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年9月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社田辺建設

田辺 英也

3 主たる営業所の所在地

三条市井栗3-3-40

4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第21225号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年9月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年9月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社浩工業
小野寺 浩樹
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市山辺里353-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45473号
 - 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年9月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年9月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤電気
佐藤 貞之
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区仁箇1617-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第42221号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年9月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ナワ総合設備
藤縄 治之
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市黒井2598-25
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第40353号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年9月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年9月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社志登屋工業
古島 重一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区善光寺907
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第5022号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

令和元年9月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年8月16日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

木島建築事務所

木島 活貫

3 主たる営業所の所在地

糸魚川市横町4-11-32

4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43312号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年8月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年9月3日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大倉産業株式会社

朝倉 弘志

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区西堀通四番町259-58

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43985号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年9月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年9月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社昇工業

小根山 昇

3 主たる営業所の所在地

長岡市要町1-928-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43998号

5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和元年9月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 令和元年9月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ナカヨシコーポレーション

池田 正浩

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市穴地31-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第38514号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和元年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年8月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サンワ
上之園 和清
- 3 主たる営業所の所在地
刈羽郡刈羽村大字十日市888-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39675号
- 5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和元年8月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年8月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ダイケン産資
劔物 秀敏
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区小新2-1-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第39781号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和元年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年8月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社小林工務店
荒川 義克
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区下和納249
- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-27)第15783号
- 5 処分の内容 解体工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和元年8月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和元年8月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小暮商店
-

小暮 重光

- 3 主たる営業所の所在地
柏崎市穂波町9-42
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第38866号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和元年8月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年8月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社昭和商会
村川 菊江
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市大字東大通1284
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第11646号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業、電気通信工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和元年8月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社技巧
貝沼 泰造
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区下早通2-5-10
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第42895号
 - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和元年8月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

新潟県准看護師試験の実施について(公告)

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、第67回新潟県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和元年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 試験日時
令和2年2月9日(日)
午後1時から午後3時30分まで(受験者集合・着席は午後0時30分)
- 2 試験場所
新潟県庁 又は 新潟県自治会館
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、

保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 試験方法

筆記試験（マークシート方式）

5 受験資格

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和2年3月16日（月）までに卒業見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者で、厚生労働大臣が上記(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は原則として外国において看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めた者

6 提出書類

提出書類等は以下の(1)から(6)までとする。なお、記載方法については「出願書類作成上の留意点」を参照すること。

- (1) 受験願書
- (2) 准看護師試験受験願書データ
- (3) 受験票
- (4) 写真

縦4.5cm×横3.5cm正面上半身（出願前6か月以内に脱帽して撮影）のものを、その裏面に学校養成所名（既卒者は卒業した学校養成所名）及び氏名を記入し、写真台帳に貼ること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたものであること。

ア 写真台帳の証明欄に、卒業、又は在籍している学校養成所において証明を受けるとともに、写真に学校養成所の刻印を受けること。

イ 受験者本人が新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課において、写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示し、受験者本人である確認を受けること。

(5) 受験資格を証明する書類

ア 5の受験資格(1)から(5)までに該当する者が提出する書類

学校養成所の卒業証明書若しくは修業証明書、又は見込の場合は、卒業見込証明書若しくは修業見込証明書（卒業若しくは修業見込年月日が明示してあること。）

ただし、卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出した者にあつては、令和2年3月6日（金）午後5時まで（必着）に卒業証明書若しくは修業証明書、又は卒業判定証明書若しくは修業判定証明書を提出すること。

また、令和2年3月6日（金）午後5時までに卒業証明書又は修業証明書の提出がなされない者については、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課にその旨を連絡するとともに、卒業式若しくは修了式終了後、直ちに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

なお、指定された日までに必要な書類の提出がなされなかったもの及び連絡のないものについては受験資格がないものとみなし、当該受験を無効とする。

イ 5の受験資格(6)又は(7)に該当する者が提出する書類

当該事実を証明する書類の写し（原本を提示し写しを添付すること。）

(6) 返信用封筒

縦235mm×横120mm（長形3号）の返信用封筒に84円切手を貼付し、表面に郵便番号及び宛先を記載したも

の。宛先は本人宛とし、令和2年3月中旬に確実に郵便物が届く住所地を記載すること。

7 受験手数料 6,900円

- (1) 納入方法は新潟県収入証紙を受験願書に貼ること。なお、納入した受験手数料は返還しない。
- (2) 県外の出願者で新潟県収入証紙を必要とする者は、第四銀行県庁支店宛次のように手続きをすること。
 - ア 購入する者の氏名、住所、連絡先電話番号、購入希望の新潟県収入証紙の金種、枚数及び金額を記載した書面と返信に必要な切手を貼った返信用封筒及び必要な金額を同封の上、現金書留により下記宛申し込むこと。

宛先：〒950-0965

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁舎内第四銀行県庁支店県証紙担当宛

(電話025-285-7811)

イ 返信用封筒に貼付する切手は、必ず簡易書留相当分とすること。また、急ぎの場合は速達料金も追加すること。

ウ 返信用封筒に所要の額の切手が貼付されていないものについては、受け付けられないので注意すること。

エ 領収書の宛先は「購入する者の氏名」宛となること。

8 受験願書配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和元年10月15日(火)から令和元年10月25日(金)まで

(2) 配布場所

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(3) 郵送による配布

封筒に「願書請求」と朱書で明記し、表面に郵便番号及び宛先を記載した、縦332mm×横240mm(角2号)の返信用封筒に、受験願書1部35gとして相当額の切手を貼付したものを同封する。

ただし、配布期限である令和元年10月25日(金)(当日消印有効)までに、新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に到着するように請求すること。

※ 電話やメールによる申込には応じない。

9 受験願書等の受付期間及び提出方法

(1) 受付期間

令和元年12月3日(火)から令和元年12月5日(木)まで

持参する場合、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は「簡易書留」とし、令和元年12月5日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課

(3) 提出方法

新潟県内の学校養成所を令和2年3月16日(月)までに卒業見込みの者については、原則として学校養成所を通じて受験願書等を提出すること。

ただし、既に学校養成所を卒業している者及び新潟県以外の学校養成所を卒業見込みの者については、個人で受験願書等を提出しても差し支えない。

10 受験票の送付

受験願書を受理したのち直接、又は学校養成所経由で受験票を送付する。

令和2年1月31日(金)までに、受験票が届かない場合は新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課に照会すること。

11 合格発表

(1) 令和2年3月10日(火)午前10時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び新潟県のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表する。(電話等による照会には応じない。)

(2) 合格発表後、受験者には結果を郵送する。(合格者には合格証書を郵送する。)

(3) 試験結果の開示

ア 内容

個人の総合得点

イ 方法

受験票により本人であることを確認後、本人に限り開示する。

ウ 期間

令和2年3月10日(火)から4月6日(月)の午前9時から午後5時まで

(ただし、3月10日(火)は午前10時からとし、土曜日、日曜日、祝日は除く。)

12 受験に伴う配慮

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者等で配慮を希望する者は、受験願書等の受付期間内に新潟県医師・看護職員確保対策課に申し出ること。申し出のあった者については、受験の際に、その障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

13 問い合わせ先及び提出先

新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課看護職員確保・育成係
(新潟県庁行政庁舎12階)

住所：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5178(直通)

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第68号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)を次のとおり実施する。

令和元年10月15日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習(以下「2号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

令和元年11月18日(月)から令和元年11月21日(木)まで並びに令和元年11月25日(月)及び令和元年11月26日(火)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和元年10月29日（火）及び令和元年10月30日（水）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(4) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(5) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(6) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(7) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和元年11月11日（月）及び令和元年11月12日（火）の各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

38,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110（代表）